

# 第 31 回津地区合併協議会（法定）

## 会議録（要旨）

日 時 平成 16 年 10 月 1 日（金）午後 6 時 00 分～午後 7 時 58 分  
場 所 津市役所 8 階 大会議室  
出席者 津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、美杉村の各市町村長及び市町村議会の代表者、三重県津地方県民局長、鈴木秀昭委員、織田深雪委員、木下美佐子委員

### 1 開 会 事務局長あいさつ

### 2 会長あいさつ

それでは、皆さんこんばんは。今から 31 回の協議会を開かさせていただきます。予定しておりましたのは昨日でありましたけれども、ご案内の 21 号台風随分な雨でありまして、皆さんの所もそれぞれ大きな被害をお受けになったことをお見舞い申し上げます。私の方も観測史上初めてというか、短期間での豪雨でございまして、結構今まで排水対策もやってきたつもりでありますけれども、住民の皆さん方にご迷惑をおかけいたしました。皆さん方のそれぞれの被災をされました住民の皆さんにも心からお見舞いを申し上げたいと思います。さて、今日は合併期日についてのご協議でございます。今日 10 月 1 日でありますけれども、ご案内の志摩市を始めといたしまして全国で 23 の市や町が新しく誕生をいたしました。全国市町村の数が 3,032 になったかと思えます。これから合併特例法の期限までに多くの新しい市とか町が誕生してくる、こんなふうに思いますけれども、私ども津地区も合併特例法の期限までに、今までご相談を申し上げてきました合併を是非実現させたい、こんなふうに思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。それでは、ご挨拶はこのぐらいにいたしまして、早速今日の協議に入らせていただきます。皆さんよろしくお願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。会議に入ります前に新委員のご紹介をさせていただきます。先ず久居市議会議長の交代により八太委員に代わりまして小田利英久居市議会議長が新しく委員となられますので、よろしくお願いいたします。

小田委員 久居市議会の小田でございます。どうぞよろしくお願い致します。

事務局長 よろしく願いいたします。次に、一志町議会議長の交代により豊田委員に代わりまして中川雅昭一志町議会議長が新しく委員となられますので、よろしくお願いいたします。

中川委員 中川でございます。どうかひとつよろしくお願いいたします。

事務局長 よろしく願いいたします。それでは、会議次第 3 に入ります前に協議会規約第 9 条第 2 項におきまして会長は会議の議長となるとありますので、これより会議の進行を議長に移させていただきます。なお、本日白山町長の岡本委員におかれましては、ご欠席のため植村助役が代理出席との連絡を、また渡邊委員におかれましては所用のため欠席という連絡をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。それでは会長よろしくお願いいたします。

議 長 はい。それでは津地区合併協議会の規約第 9 条第 2 項の規定によりまして議長を務めさせていただきます。委員の皆様方におかれましては議事運営に格別のご協力をお願いを申し上げます。それでは本日の議事に入りたいと思います。先ず、本日の会議

は代理出席を含めまして委員 24 人の方の出席で津地区合併協議会規約第 9 条第 1 項の規定を満し、当会議が成立をしておりますことをご報告申し上げます。次に、本日の会議録の署名委員を指名をいたします。河芸町長の長谷川委員さん、お願いをいたします。芸濃町議会市町村合併調査特別委員長の柴田委員さん、お願いを申し上げます。第 3 号委員から織田委員さん、お願いをいたしたいと思ひます。以上お三方にお願いをいたします。それでは、会議次第の 3 に入ります。

### 3 議 事

#### (1) 合併期日について

会 長 合併期日について、ご協議をいたしたいと思ひます。前回の協議会におきまして合併期日に関するそれぞれの市町村のご意見をお伺いをいたしまして、協議をいただきましたが意見がまとまりませぬ確認にはいたりませんでしたので、改めて合併期日につきまして、それぞれの市町村の 9 月議会で議論をしていただき考え方をまとめていただきますようお願いをいたしました。ご検討いただく内容でございますが、かねがね申し上げておりますが、合併期日以外のこれまで協議いたしました事項につきましてはご確認をいただいておりますので、それを前提といたしまして、久居市さんにつきましては合併期日について再考し近づけていただけるのかどうか、また再検討した時の合併期日はいつにするのが最善か、その他の市町村さんには一度は平成 17 年 4 月 1 日でご確認をいただきましたが、10 の市町村の合併を成功させるために期日を再検討することについて、ご承認をいただけるかどうか、またその時期はいつにするのが適切であるか、こういったご検討をお願いをいたしました。それで今日はただ今から、各市町村議会でご検討いただきました内容をそれぞれご発表いただきたいと思ひます。先ずは、どなたからでも結構でございますので、よろしくをお願いをいたしたいと思ひます。そうですか、はい、それでは久居市さんからお願いをいたします。

小田委員 久居市議会の結論を申し上げます。久居市議会は合併期日について 1 年延長を改めて確認をいたしました。以上報告を終わります。

会 長 どうもありがとうございました。それでは続けられまして、どなたか。そうですね、それじゃ、こっちからずっとお願いをしていきましょう。

藤川委員 香良洲町でございます。香良洲町は先程議長が申し上げましたように最初は 4 月 1 日ということで考えてまいりましたが 9 月議会で調整した結果、10 の合併を守るためには半年延長の 10 月 1 日という考え方が大半でありましたが、しかし協議会の中でそれ以上の 1 年未満の決定であれば、これはまたそれで従いたいと思っております。

会 長 ありがとうございます。それじゃ。

中川<sup>雅</sup>委員 一志町でございます。先般 9 月 28 日に全員協議会を持ちまして、いろいろ検討をさせていただきました。しかし、4 月 1 日の期日は我々としては承伏できない、従って今後第 1 号委員なり、あるいはまた、この協議会の執行役員、会長さん始め役員の方々から一つの提案をしていただければ、我々としては、それに協議をし応じていきたい、そういうふうな結論でございました。しかし、私どもは今現在合併特例区を設けてほしいということが議会の満場一致で決めておりますので特例区を設置をしていただきたい、既に取り決めの事項であると皆さんからお叱りを受けるかもわかりませんが、私が初めて今回議長に出させてもらいまして何にも分かりませんので、そのへんの状況は、ちょっと、分からんわけですけども、議事録なり調べてみましたところ、合併特例区については全然議論もなされておらんように思ひますし、さらに合併審議会については 12 月 16 日ですか、第 16 回の協議会において十分審議をされておりますが、ただ、それも協議会の細部については後日改めて報告をするということでございますが、しかし、その後何もその審議会についてご協議がなされていないような気がいたします。もし、ちゃんとなされておるんであれば、また、受け付けていき

と思いますし、私どもとしては、とにかく新しい法律ができて今回の合併は難しいところは合併特例区等のような、そういうような法律でも合併ができるようにということで国が法律を改正してきたんだと思いますし、できたら、そのことを制度を十分取り扱ってもらって、ご協議をいただきたい、そのことでお願いをしておるわけでございますけれども、今後もそういうふうな協議が実際に行われるのであれば、合併の期日についても、さらに当然検討していかないかということございまして、今日おじゃまして意見を申し上げることができないので申し訳ございませんけれども、そういうことでございます。以上です。

会 長 ありがとうございます。それじゃ。

天花寺委員 白山町でございます。私ども9月24日全議員の構成する特別委員会を開催いたしました。その席で17年4月1日に変わらないことは確認いたしました。ただし、いろいろ、それぞれ市町村の方の主張もありますので、一応10市町村の首長さん方の政治的判断による調整される日を提示いただいて、その結果また特別委員会で決定していきたいと考えておりますので、よろしくお願います。

今井委員 それでは、美杉村から結果について発表させていただきます。定例会中に全員協議会を、合併のための全員協議会を開きました。4月1日を中心、あるいはそれを前日に確認しましたように、それを崩してのどうのこうのということで内容にわたって協議したわけでございます。執行部も執行部の考えを述べられたわけございまして、結論として、今までは拮抗した意見があったわけでございますが、極めて半年から1年、1年に近い意見が議員の中からは圧倒的と言いますか多かったわけでございます。従って執行部案との若干の開きはあったわけでございますが、10市町村の合併の枠組というものを最重要に考えるということから今日の寄りに私に一任をされたわけでございますので、そういったことを基本として対応してまいりたいと思います。以上でございます。

会 長 ありがとうございます。それでは、3号委員さんは、あとでお伺いするといたしまして、安濃町。

淺生委員 安濃町の議会でございます。私とこ22日に全協を持ちまして、期日については半年以上1年以内ということで皆の同意を得、取扱いについては議長に一任するということでございます。その理由については10市町村が枠組は絶対に崩さないという前提の元に事を進めて欲しいということでございます。以上です。

会 長 ありがとうございます。それでは、美里さん。

永田委員 はい、美里村でございます。9月議会で、真ん中で特別委員会を開きました。合併期日についてということで再度協議をさせていただきました。結果だけ申し上げますと半年ということで、半年延長ということでございます。しかしながら、最終的には委員長に一任ということになっております。

柴田委員 芸濃町から報告をさせていただきます。私共特別委員会は28日に行いましたが、前日27日に安芸郡の議長会で結論が出たと、安芸郡としては結論が出たということで、芸濃町もそれに合わそうやないかという意見が多くて半年以上の延期ということで芸濃町議会をまとめてきました。以上です。

会 長 ありがとうございます。それでは、河芸町さん。

水谷委員 河芸から報告いたします。私共は9月3日に特別委員会を開きまして、以下2点について内容をまとめております。その1つは10市町村による合併の枠組は最後まで崩してはいけないという立場から4月1日については、これに拘らずに柔軟性を持っていこう、それで従来に私共が主張してまいりました半年、これは10月1日を意味するわけでありまして、これを延長を期にいたしまして柔軟に対応するという判断を委員長に一任と、こういうことになっております。それから、なお、この議論の中で河芸町はこの判断を非常に重要な問題になっておるわけでありまして、議会を設置して終始新市まちづくりに際しまして事業の継続性を訴えるというようなことを協議会のご

の場で理解をいただいたところでございますが、さらに、これにもう少し確約を確かなものにしようということについて、これからいろいろと話をし、こういうことも申し上げておきます。以上です。

会 長 はい、ありがとうございました。それでは、最後になりましたが。

中川隆委員 はい。津市議会でございます。私共津市議会でありますが、9月定例会の質問に対する津市長の発言は、合併期日については住民説明会等市民の多数の意見や協議会の諸条件を検討した中で平成17年4月1日として進めてきたところであるが、合併協議会の会長として新聞報道にもございましたように、今の枠組で合併を目指すのが最善との考えから平成17年4月1日案には固持せず柔軟な対応というのが全体を通じての答弁の様子でございました。そこで、津市議会は去る9月22日に会派代表者会議を開催し、意見集約をしたところ、多数の意見として市民の皆さんの声には重みがあり、合併期日は基本として平成17年4月1日ということであります。ただ、10市町村の枠組での合併は大事にすべきだという意見、また他の議会の声もよく聞いて意向が一致するところを見出して欲しいとの意見もございました。以上でございます。

会 長 ありがとうございます。それぞれご意見をお伺いをいたしました。ご意見お伺いをしてまいりますと、10市町村の合併を成就いたしますために合併期日につきましては平成17年4月1日に拘るものではなく、延期することについては皆さんご同意をいただけるものであります。合併期日そのものにつきましては、まだ多少意見が分かれていらっしゃるというふうにも思います。それでは、3号委員さんから何かご所見がありましたら、お伺いしていくことにいたします。いかがでしょうか。特にないようであれば次に進めますが。

木下委員 はい、じゃ、一言。

会 長 そうですね、はい、どうぞ。

木下委員 前回意見は、個人的意見を含めて言わさしていただきましたけれども、私として、これまでの間にいろんな方々に聞いてまいりましたところ、やはり住民説明会の場で多くの住民の方々が4月1日案ということを書いておられますし、3号委員としても当初4月1日案を提案しました。ですから、私の姿勢としては4月1日というものを提案していくべきだろうと思っております。ただ、自分の心情としては前回言ったように、何とか歩みよれないものだろうかということは今でも変わっておりません。ただし、1つお願いしたい事は、このように住民説明会において4月1日案ということで、先程津市の方の議長さんもおっしゃられましたけれども、是非住民に対して納得いく、4月1日が延長されるのであれば、納得いく住民に対する説明を是非していただきたいということだけが要望であります。以上です。

会 長 どうぞ、青木さん。

青木委員 それでは、合併期日の件につきまして、3つほどお話をいただきたいと思っております。1つは合併期日についてですけれども、本日各市町村の方から枠組を壊さないようにというふうなことでの平成17年4月1日案を半年以上、あるいは1年延ばすと、このような意見を伺ったところです。そうしたことでありますので、この10市町村の合併成立が最善であると思っております。住民の皆様方も強く望んでいるということをもっと大事に考えていただきまして幅広く協議をしていただければというふうに思っております。2つ目ですが、今回の市町村合併につきましては、平成の合併とそれには言われておりますけれども、昭和の大合併から50年、そういう近くになりまして、制度疲労起こしておると、そういうことに対応するものではないんかというふうに思っております。そうした意味から、ここ1、2年というような、そういった端的な観点ではなくて今後40年50年と、そういった住民のサービスをどのように提供していくんか、また、この地域の青写真をどのように考えていったらいいんかと、そういう合併を目指すという長期的な観点からコンセンサスを得るような努力をお願いをいただきたいと思っております。特に住民の皆様方が何とか10市町村の合併を強く期待してい

ますものの、三重県の県庁所在地の新津市といたしまして、全国に誇れる都市をと、また県内の他市町村のモデルとなるような都市をと、そのような合併にしたいんではないのかなと考えておりまして、この住民の皆様方の期待を実現できるように委員の皆様方のご努力をよろしくお願いをしたいと思っております。

会 長 はい、ありがとうございました。それでは、鈴木さん、織田さん、よろしゅうございますか。ありがとうございました。いろいろのご所見をお伺いをいたしました。やはり、期日につきましては4月1日、それから動かしていくのであれば、住民説明やら、半年から1年延長、いろいろ出していただきました。このことについてはお諮りしてまいりますけれども、1つ一志町さんから合併特例区のお話があったので、それでは、地域自治組織このことにつきまして、折角のご質問でございましたので、これまでの経過、それから協議会の考えを今日幹事長から少し説明をさせていただきますので、議長さんお聞きください。それじゃ、お願いします。

幹 事 長 幹事長でございます。合併特例区の問題でございますけれども、これまでの協議会の協議の中でも地域審議会の取扱い、それから合併期日の取扱いに関連いたしまして、新市の地域自治組織のあり方として水谷委員、また浅生委員からご意見ございました。それで、この合併特例区の整理といたしまして、この協議会の今までの協議の考え方といたしましては、やはり、新市の一体性ということの確保で事務事業の調整につきましても、様々な行政サービスについてはできるだけ統一していこうということで決めてまいりました。その一方で地域の住民の方々の意見を新市の施策に反映させるための手段として現在の市町村単位で地域審議会を置くこと、また、現在の市役所、町村役場は支所という形で存続をいたしまして、市民生活に密着した行政サービスを提供するという形で協議を進めてきたところでございます。今回の合併特例制度でございますけれども、合併特例法の改正によりまして設けられた新たな制度でございます。合併後5年間に限って市町村単位に法人格を有する合併特例区を設置することができるというものでございます。合併特例区でどのような事務を処理するかということにつきましては、現在の合併前の市町村が処理している事務等のうちで規約で定めたものを処理するというものでございまして、具体的には総務省の資料によりますと、集会所等地域の公の施設の管理ですとか、地域振興イベントの実施ですとか、コミュニティバスの運行等といったことが例示をされております。これらの事務でございますけれども、公の施設ですとか地域振興イベントはこれまでの調整の中で新市に引き継ぐこととされております。それらに応じ実施するための事務を支所で処理をするということが想定されております。それに要する経費、予算につきましても支所単位で予算を配分する地域予算的なものを検討していくということを協議会の中で協議がなされております。コミュニティバスにつきましても現在ほとんどの市町村で実施しておりまして、当分の間現行のまま継続をしていくということで協議がなされております。従いまして地域審議会の設置、支所の設置等という協議の中で確認されておりますことで、地域の実状に応じた行政運営というのは可能ではないかと考えております。合併特例区を設置しなければならないような事務というものが特にございませんので、敢えて5年間という短い期間に限って法人格を有する合併特例区、1つの市の下に新たな地方公共団体を作る、ひとつ屋上を重ねるような制度でございますので、そこまでする必要性は少ないのではないかなというふうに考えております。それから、以前に水谷委員から、ご提案のありました住民自治を進めるという観点で、例えば、小学校区単位で地域自治組織を設置するというようなご提案もございました。これにつきましては、同時に行われました地域自治法の改正によりまして合併とは関係なく一般制度といたしまして地域自治区という制度が創設をされております。これにつきましては新市における住民自治のあり方といたしまして、まちづくり計画の中で自治基本条例の検討を進めていくということが言われております。これらの検討と併せて対応していくことが可能ではないか、そういうふうに整理をさせていただいております。

以上でございます。

会 長  
中川<sub>雅</sub>委員

ただいま、ご説明を申し上げましたが、中川さんいかがですか。

今、地域予算を配分するとか何とかおっしゃいましたし、私も方々からいろいろご意見を聞いておるんですが、敢えて特例区を設けやんでもいいんじゃないか、予算があり何もかもあるということでございますけれども、実際そういうことは取扱い上、ちゃんと予算をどのような形で、どう配分して、どうやっていくのかということもまだ全く分かつたらんような状況ですし、市長さんがおっしゃったで大丈夫やるということでございますけれども、何も議論として記録として残っていないということでございますので、それが法的な根拠のある制度にのっかって、その地域審議会についてもいろいろご意見があり、水谷さん、淺生さんがご意見を出してみえるようです。一回議論されただけで地域審議会に対するもっと具体的な内容というのは全く我々知らんものでして、そういうことも検討しておりますと、やっぱり法的にちゃんと根拠のある、我々町の隅々まで行政が行き渡るようなことを規約として盛り込んで欲しい、そんなことで私の議会は、是非ともそれを実行して欲しいということと、もう1つは全く今まで議論されておらんで、法律が改正されたからといって地域審議会については一応議論され、それもまだ中途半端なことで終わっておるということですし合併特例区についても新しい法の改正があった時点で全員が調整して、これでどうやというふうなご意見が出ていますのかどうか、何も出てないように思いますので、それも議論して欲しい。私の議会としては是非とも、そういった議論を通じて新市の反映に議事運営に協力していくためには、そういった我々の細かい議論を取り上げてもらえるような自治組織にして欲しい。そういう強い要望がございますのでお願いしたいと思います。どうぞ。

会 長  
幹 事 長

今のお話を伺ってどうですか。

合併特例区を設けた場合、特例協議会というものを置くわけですが、これは位置付けといたしましては、今当協議会で確認いたしました地域審議会と特段性格の異なるものではない、地域審議会も法定、法的な根拠を持った制度でございますので、そこに大きな差があるというものではないというふうに考えております。それから、合併特例区を置くのは住民自治というよりもむしろ、それぞれの今市町村が行っている事務の特性をどう残していくかということにかなり重点を置かれた制度だというふうに思っておりますけれども、最初に申し上げましたように、なるべく統一した事務、サービスを実施していこうということで進めてまいりましたし、そういう面では特例区ということで5年間だけ今のままの制度を残していくということは、かなりこれまでの協議の進め方というか、そういうことを性格を維持することだと思いますので実際何を特例区にするかということにかかってくるわけですが、今ご確認いただいている事務の内容であれば特例区を設ける必要もなく十分対応ができるものではないか、というふうに考えておるところでございます。

会 長

いろいろとまだお考えがとおりかと思いますが、今幹事長から地方自治のあり方について考え方を説明申し上げました。中川委員さん、新しく交代されましたので、なかなか今までの経過をご説明するのに少しこの場では時間が足りないのかなとも思います。それで、申し上げていることは地域審議会を設置をいたしまして、そして新市において、その運営をしていく中でひとつの一体となった市というのでしょうか、そういう旧の情勢を図りながら、そして、また新市に一番ふさわしい、それぞれの地域自治のあり方、こういうことを検討していこうではないか、こういうふうに考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。なお、今日はこういう場でございますので、この考え方につきまして、いろいろご意見もおありでしょうし、また幹事長なり私に、またお話をいただければと思います。地域自治に関しましては今日はこれで止めたいと思います。さて、今日の本題の合併期日についてでございますが、具体的な数字としては半年から1年、こういうご意見があると思います。さて、そのへん

で、そこんところで、なお意見集約をしていきたい、こんなふうに思いますけれども、いろんなご意見が出ておりますので、1つはやり方といいますか、意見集約の方法について、こうしたらというご意見がありましたら、お願いをいたしたいと思います。どうぞ、藤川さん。

藤川委員 前回1号委員さんの意見を聞きましたので、3号委員で話し合っただけで今日各議会の意見も聞きましたが、かなりいろいろありますので、できましたら、ここで時間を取っていただいて2号委員だけで、ちょっと調整させていただいて、またご報告させていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

会 長 ありがとうございます。それでは、少し、はい、どうぞ。

水谷委員 これからの議事の進行について私どもの意見を申し上げますが、今各議会の報告につきましては4月1日から1年までの温度差がありますね、これをこのまま、ここで調整しようとするのは大変至難な問題だと私思います。それから枠組の問題については壊さないということは、ほとんど一致しておりました。それから、もう1点は4月1日に拘らないという発言と共に、これをどういう調整をするかについては各委員長さんあるいは議長さんに一任して、これからの方向については、やや柔軟性を持っていこうということが皆さんの意見であったと思います。従って、できたら一度2号委員の発言した皆さんに本当に詰めた話ができないものかということを考えておりますので、そういう点のお諮りをお願いしたいと思います。

会 長 ありがとうございます。それでは、皆さんにお諮りをいたしたいと思います。ただ今、藤川委員さん、それから水谷委員さんからご発言がありましたように少し第2号委員の皆さん方で意見のご調整をしていただきたいというふうに私は思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会 長 ありがとうございます。それでは、ここで暫く休憩をさせていただいて、恐れ入りますが2号委員さんで協議をお願いしたいと思います。それでは、事務局に部屋を準備させますので、暫く1号委員さん、3号委員さんの方はお待ちをいただきたいと思っております。それでは、休憩いたします。

事務局長 それでは、2号委員さんは4階の庁議室へお集まりいただきます。第1号委員さん、3号委員さんはそのままその席でお願いいたします。

(休憩)

会 長 お待たせいたしました。協議会を再開をさせていただきたいと思っております。それでは、2号委員さんから意見集約の内容をご報告いただきたいと思っております。中川さん。

中川委員 それでは発表させていただきます。休憩中に2号委員で集まりまして合併期日について意見集約をいたしました。いろいろ意見は出されましたが、次のとおり取りまとめましたので、代表して私から報告いたします。地方分権時代を迎え都市間競争を生き抜き県都として50年後、100年後を見据えた地方都市として、10市町村の枠組を最大限大事にし、合併期日は平成17年4月1日案に対し半年以降1年までの範囲でという意見でありましたので、会長には1号委員及び3号委員の方々とも協議され、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

会 長 ありがとうございます。それでは、皆さんにお諮りをいたします。ただ今、2号委員さんから半年以降1年までの範囲で、1号委員、それから3号委員でもご協議を願いたい、こういうお話でありました。承って1号委員、それから3号委員で意見の調整をいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 ありがとうございます。それでは、もう一度暫時休憩をいたしまして、1号委員さん、3号委員さんでも協議をいたしたいと思います。部屋の準備をいたしますので、どうぞ暫くお待ちください。

事務局長 それでは、1号委員さん、3号委員さんは4階の庁議室へお集まりいただきたいと思います。2号委員さん、そのまま少しお待ちいただきたいと思います。お願いいたします。

(休憩)

会 長 それでは、お待たせをいたしました。協議会を再開をいたしたいと思います。1号委員、3号委員での意見集約の内容を報告をいたしたいと思います。合併期日につきましては、6月23日の第27回の津地区合併協議会の平成17年4月1日とすると、この提案以降それぞれの市町村議会を始め住民説明会を通じまして、いろいろとご検討をいただいてまいりました。協議スケジュールも遅れてまいりましたし、合併特例法の期限延長という諸情勢の変化の中で、それぞれの市町村議会の議論におきましては、新市の組織、機構、まちづくり計画、こういった具体的な事業につきまして、さらに時間をかけて協議が必要である、こういうことが合併期日延期の議論がなされました。今日の協議会でも6か月から約1年の範囲で延期の意見がそれぞれ発表していただいたところであります。しかし、これまでの議論を集約をいたしますと、それぞれの市町村により合併期日の考え方には差がありますものの、この10市町村の枠組で合併が大切であるという点は何度も意見を伺いましたけれども意見は一致しております。今日の2号委員のいろんなご意見の調整を踏まえまして、1号委員と3号委員で協議、意見集約を図りました。その内容でございますが、協議会の委員の皆さんが納得できる合併期日といたしまして、平成18年1月1日で協議会全体としての意見集約ができるのではないかと、こういうことであります。理由もいろいろとご提言いただきましたが、1つは合併期日につきましては、それぞれの市町村から出されました意見の中で多くの団体が円滑に新市に移行できるとする期日がやはり望ましいということで18年1月1日。それから、ご承知のように平成18年度は年度の当初から新しい市、新しい制度で、それぞれの事業を実施する必要があります。そのために予算等につきまして事前に新しい選挙を終えた新市長、同じように選挙を終えた新市議会での検討の期間、審議の日程がただ今申し上げました18年1月1日でございますと、選挙日程をどういうふうに組むかによって違ってまいりますけれども、1か月半程度は確保できるとこのことから調整をいたしました。ただ今これを2号委員の皆さん方に私からお話をいたしまして、10月12日の開催予定をいたしております次の32回協議会で合併期日の修正案として協議していただくように今日皆さんに提案したと、こんなふうにご報告を申し上げたところでございます。つきましては次回の合併期日につきまして、ご協議をいただきますために、今は紙が作ってございませんが、協議第120号合併期日の取扱いについて修正案を早急に調整をいたしたいと思います。その上で10月4日月曜日でございますが、各委員の皆さん方に協議第120号修正案をお届けいたしたいと思いますので、それぞれの市町村でご検討の程をお願いを申し上げたいと思います。改めて申し上げますが、合併の期日修正案の内容は、合併期日を平成18年1月1日とするというものでございます。申し上げましたことにつきましてのご意見がございましたらお願いをいたします。よろしゅうございませうか。

(異議なし)

会 長 それでは、ございませんようですので、本日の協議はこれで止めたいと思います。ただ今ご説明を申し上げました内容で次回10月12日の協議会で協議の上、合併期日の確認をいただきますならば、その後速やかに合併協定書調印式、各議会の合併関係

議案の提案、こんなふうに進めてまいりたいと思います。くれぐれもお願いを申し上げますが、10月12日の協議会で最後の詰め、そんなふうにいたしたいと思いますので、どうぞよろしく各位ご協力をお願いを申し上げます。本日の会議事項は以上でございます。それでは、会議次第の4次回の日程について、もう一度事務局から連絡をしてもらいたいと思います。

4 次回の協議会（第32回）について

事務局長から次回の協議会について報告

日 時 平成16年10月12日（火）午後1時

場 所 津市役所8階大会議室

会 長 どうも、何度か休憩をいたしまして、大事なお時間をちょうだいして、委員各位には恐縮でございます。でも、いろいろと忌憚無くご協議いただきまして、ありがとうございました。お礼を申し上げます。次回の協議会で最後に残っております合併期日の修正案をご協議をいただくことになる、今まで約2年半いろいろと熱心なご協議の、私はこの10市町村の合併に向けてのまとまりというのが結果であると思います。なんとか10市町村気持ち良く合併をし、そして住民の皆さん方に安心していただけるよう、また今日のこういうような致し方、それから、今度決めていただきます、いろんな格好につきましては皆さんそれぞれ住民の皆さん方に説明できる日があると思います。協議会長の私といたしましても、そのへんは十分心得まして、そして、この期日を有効に使えるようにというか、使うべく今日もいろいろと、もっとこういうことがというご意見もいただきましたけれども、そんな詰めに皆さん方とやっていきたい、こんなふうに思いますので、どうぞよろしくお願いをいたしたいと思えます。委員の皆さん方には、今後ともどうぞよろしく願います。ありがとうございました。

平成 16 年 10 月 22 日

署名委員 1号委員 河芸町長

長谷川 政 春 印

2号委員 芸濃町議会市町村合併調査特別委員長

柴 田 春 生 印

3号委員 久居商工会議所女性部会長

織 田 深 雪 印

**会議録署名者に確認の結果、正本に署名・捺印をいただきました。**